

# 官業民営化等WGヒアリング調査票 (統計調査・製造等)

(所管省庁名：財務省)

1. 名称	酒類の研究
2. 根拠法令	独立行政法人酒類総合研究所法第11条
3. 実施主体	(独)酒類総合研究所
4. 従事者数	52名 (内理事長 1名、理事 1名)
5. 予算額	平成 16年度予算 1,229百万円
6. 事業の内容	酒類の高度な分析・鑑定及びこれらの手法開発並びに酒類に関する研究等を行うもの
7. 民間移管の 具体的内容	<p>酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を図るという任務を担当している国税庁酒税課の所掌事務の中で、酒類の分析・鑑定その他の技術的事項に関することを所掌している鑑定企画官の事務のうち、高度に技術的・科学的な部分を担っており、酒税課・鑑定企画官との密接な連携の下で、効果的かつ効率的に事務の運営を行っている。酒類総合研究所の事務は、国税庁の行政にとって不可欠なものであるため、民間移管は適当でないと考えている。</p>
8. 更なる民間開放 についての見解	<p>(酒類総合研究所の業務を国が行う必要性及び国の政策への反映について)</p> <p>酒類総合研究所の業務を国が行う必要性については、上記の通りである。具体的には、酒税法は酒類を清酒、しょうちゅう、ビール等の10種類に区分し、更にアルコール度数等に応じて異なる税率を適用しているところ、適正な課税を行うためには酒類を分析し、どの種類に該当するかの鑑定が重要となる。研究所は、この分析・鑑定方法を開発するとともに、技術・高度な分析機器等を必要とするものの分析・鑑定を行っている。また、大手のビールや洋酒等の大手メーカーを除けば研究機関を有しない酒類製造者がほとんどであり、産業行政の観点からも基礎的・基盤的研究は必要不可欠なものである。なお、国税局鑑定官室は、酒類総合研究所との密接な連携のもと、酒類製造場に対して技術指導や品質・安全性のチェックを行っており、酒類総合研究所の研究等は、国税庁の酒税の賦課及び産業行政に適切に反映されている。</p> <p>(中間とりまとめについて)</p> <p>「中間とりまとめ」に対する回答は、研究を「国が関与せず、民間に任せられた場合」については、研究成果は研究を行った企業のみノウハウとなり、業界全体には普及しないということを述べたものである。</p> <p>(民間委託を制限する法令の有無について)</p> <p>酒類総合研究所の業務を民間委託することを制限する法令はない。</p>